医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則の5および6に掲げる手術件数は以下のとおりです。

〈対象期間: 令和5年1月1日~令和5年12月31日〉

区分		区分名	件数
区分Ⅰ	ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	1
	1	黄斑下手術等	42
	ウ	鼓室形成手術等	I
	エ	肺悪性腫瘍手術等	3
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	91
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	61
	1	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	7
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	10
	+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	ı
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	1	上顎骨悪性腫瘍手術等	3
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	ı
	ㅗ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	+	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	327
その他	ア	人工関節置換術	170
	1	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	0
	才	経皮的冠動脈形成術 (急性心筋梗塞に対するもの)	I
		経皮的冠動脈形成術 (不安定狭心症に対するもの)	ı
		経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	27
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	8
		経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	12
		経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	108